

令和7年 第11回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和7年11月25日(月)

令和7年 第11回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和7年11月25日(火)	開催場所	上里町役場4階 協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時		
議長	坂本 俊雄	議事参与者	坂本 俊雄		
出席した事務局職員	事務局長：間々田 亮 事務局：大塚 義晴、長谷川美雪		書記	事務局 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	×
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	×	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	欠番		—	松本 康男	○
10	中久木大祐	×	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>事務局 長</p>	<p>ただいま農業委員の出席委員は11名、推進委員12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和7年第11回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号4番 山下 登 委員 議席番号6番 菊地 宏利 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第34号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番及び2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 東京都〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は1,663㎡、居住地から2,700mです。農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積309,510㎡、うち自作が195,388㎡。借受地は114,122㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は9名、機械につきましてはトラクター8台、コンバイン1台、田植機1台、葱栽培管理機10台 外所有しております。作付けは米、野菜です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は60歳の兼業農家の方です。該当地は賃借している農地の近隣のため、集約し経営規模を拡大するため申請となりました。</p> <p>2番、譲受人は1番と同じ 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏です。譲渡人は上里町〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は799㎡、居住地から2,970</p>

<p>日程第3 議案第35号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>議長 須田 和弘委員 飯塚 昭委員 議長 議長 議長 議長</p>	<p>mです。農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項については1番の案件と同じですので割愛させていただきます。現在賃借している農地を買い受けて、経営規模を拡大するため申請となりました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番 問題ありません。</p> <p>2番 問題ありません。</p> <p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p> <p>日程第3 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
--	--	--

<p>日程第4 議案第36号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	事務局	<p>1番ですが、申請者は上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△面積は50㎡、地目は畑、転用目的は露天駐車場、農地区分は農業振興地域内の第1種農地になります。申請者は申請地北に住居を構えています。現在、建物北側に自家用車を駐車していますが、交通量が多く、車を回転する際に危険があるため、申請地を転用し、建物南側を駐車場として利用したく申請しました。</p>
	議長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	清水 忠之委員	<p>1番について 問題ありません。</p>
	議長	<p>質疑がないようですので、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>ご異議なしと認め、これより採決に入ります。</p>
	議長	<p>議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について1番を申請通り許可相当することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	議長	<p>挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定します。</p>
	議長	<p>日程第4 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番ですが、譲受人は上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人は上里町〇〇〇〇△△△ にお住いの〇〇〇〇氏、土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 面積は87㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は駐車場用地、農地区分は農業振興地域外の第3種農地になります。譲受人は申請地隣に住居を構え、自動車販売事業を営んでおります。家族は夫婦と子ども、弟の6人暮らしです。車を4台所</p>	

有しており、駐車スペースが3台分しかなく4台目をぎりぎり駐車している状況です。また、従業員や取引先の訪問があるため、駐車場が不足していることから申請するものです。

2番ですが、譲受人 上里町〇〇〇〇△△△△ 〇〇〇(代)△△△△、譲渡人 上里町〇〇 △△△の△〇〇〇氏です。土地の所在は上里町●●●●△△△△の△ 面積は1, 106㎡、地目は畑、権利内容は、売買による所有権移転、転用目的は参拝者用駐車場及び樹木葬用墓地、農業振興地域内の第1種農地です。宅地から15メートルです。譲受人は寺院を営んでいます。今回不足する参拝者用駐車場の拡張及び、多様な埋葬ニーズに対応するための樹木葬を新設するために申請しました。

3番ですが、譲受人 上里町〇〇△の△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 本庄市●●●△△△。土地の所在は大字〇〇 △△△ 外2筆 面積は3筆合わせて550. 28㎡になります。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は自己用住宅でございます。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。譲受人は現在、町内で妻子と暮らしています。別居の娘夫婦と同居することになり、現在の住居が手狭なため新居の計画をしたく申請するものです。

4番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏 譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇 △△△ 面積は330㎡になります。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は自己用住宅でございます。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地になります。譲受人は借家に暮らしています。家財道具が増え手狭になってきたことや、将来のことを考えて実家の隣に住宅を建築したく申請するものです。

5番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏 譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇 △△△ 面積は236㎡になります。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は自己用住宅でございます。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地になります。譲受人は現在、マンションで暮らしています。今後のことを考え生活に便利な場所に住宅を建築したく申請するものです。

6番ですが、譲受人 上里町〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇(株) 譲渡人 上里町〇〇〇△△△にお住いの〇〇〇〇氏 外2名です。土地の所在は大字〇〇〇〇 △△△ 面積は534㎡になります。地目は畑、権利内容は賃借権設定、転用目的は資材置場、駐車場でございます。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地になります。宅地から6. 4メートルです。公共事業の下水道工事に伴い、資材置場及び重機駐車場

		を設置したく申請するものです。
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	北畑 光男委員	1 番について 問題ありません。
	坂本 茂委員	2 番について 問題ありません。
	坂本 茂委員	3 番について 問題はありますが、教えてください。進入する土地の内側にも土地がありますが、土地の所有者は別でしょうか。変則的なので教えてください。
	事 務 局	土地の所有者につきましてはこの2筆の所有者は同じです。土地利用としましては、残った土地を所有者が農業用倉庫で申請予定です。一体利用ではなく別の方が使用する予定です。
	坂本 茂委員	消防車が入る場合に、道幅が半分に切っているので2メートルくらいしかないようですが、問題ないのですか。
	事 務 局	ここは間口が6メートルですので半分に切ると3メートルです。距離が長い場合は道幅を取らないといけないのですが、建築安全センターに確認したところ、建築素材が燃えにくいものを使っていれば例外を活用して建てられるそうです。この家自体も燃えにくい素材を使うと申請がありました。
	坂本 茂委員	4 番・5 番について 道の前が狭く気になったのですが、道路の中央部2メートルセットバックするので問題ないのでしょうか。

	<p>事務局</p> <p>坂本 茂委員</p> <p>柴崎久男委員</p> <p>議長</p> <p>柴崎久男委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>4番は北側に道路後退部分があり中央から2メートルセットバックする予定です。5番については二項道路となり4メートル確保しないといけないため、セットバックをして家を建てる計画になっています。</p> <p>4番、5番は問題ありません。</p> <p>6番について 問題ありません。</p> <p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>5-3について間口は3メートルのことですが建築基準法上で奥行きが長いので心配ですが、何メートルなんですか。ロータリーをもうけなくてもよいのでしょうか。</p> <p>埼玉県の建築安全センターに確認しましたところ、路地上敷地は幅員が3メートルの場合は15メートルから20メートル未満と基準がございます。今回の場所は実際20mを超えているところがございます。ただし、例外としまして、外壁が防火構造での不燃材料であることという例外基準がございます。申請者がこの基準にそっていますという話がありまして、建築安全センターの方でこういう基準があるのか確認したところ、埼玉県の建築基準法施行条例と解説というものにこういうふうに記載されているという説明を受けました。</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認め、これより採決に入ります。</p>
--	---	--

<p>日程第5 議案第37号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積等促進計画 (案)について</p>	議 長	<p>議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について1番から6番を申請通り許可相当することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定します。</p>
	議 長	<p>続ききまして、日程第5議案第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について提案します。なお、私 坂本俊雄は、議案の関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をします。議長につきましては小林会長代理をお願いします。</p> <p>～委員退席～</p>
	会 長 代 理	<p>坂本会長にかわりまして、議事進行を行います。それでは事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>議案第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)につきましてご説明させていただきます。この議案は中間管理事業により、地権者から埼玉県農林公社を經由して耕作者へ農地が貸借される、別紙農用地利用集積等促進計画案について農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>今回の議案は上里町で平成27年度に農地中間管理事業を最初に推進した、五明・帯刀の一部地区の賃借が令和8年1月末で期間満了となるため、更新するための議案です。契約が途切れないようにするため、貸付期間は令和8年2月1日、終期は利用権の終了期間と合わせるため、平成18年4月30日になります。賃借期間は10年3か月になります。内容につきましては、22番までが一般の貸借になります。23番からは期間借地となっております。左側から現在の地権者、権利設定を行う土地、左の土地について今まで農地中間管理機構から借りている方の名前の順になります。この欄に名前がある農地については、耕作者が変更となるものです。その次に設定する権利ということで、賃貸借なのか使用貸借なのか、貸借の期間と金額が順番に載せてあります。備考欄に期間借地ありと載せてあるものにつきましては23ページ以降の期間借地に計上の農地です。今回は令和8年2月1日からの契約です。</p> <p>一般の貸借については合計で22筆、31,498㎡、期間借地は15筆、26,573㎡です。農林公</p>

		社を経由した貸借については、農業委員会の意見書を提出し、県が公告し、認可される流れになります。よろしく願いいたします。
会 長 代 理		ただいま事務局から説明がありましたが、異議のある方は挙手をお願いします。
菊地宏利委員		賃借料の件ですが、土地改良の会議の際、将来的に上里は土地改良区を一つにしますって言うので、それは違うだろうって言ったんですよ。わずか2~3ヶ月前の株〇〇〇〇が倒産した際の会議では、絶対にそんなことはないって、県と農業委員会の担当が言ったのに。実際どうなんですか。
事 務 局 長		委員がおっしゃってるのは、お金の話じゃないんですね。
菊地宏利委員		お金の話が絡んでくるのですが、土地改良区は絶対合併にならないって、男女共同参画センターの会議の時に職員や県の職員が言いました。でも3月の土地改良の会議の際、金額がぐちゃぐちゃだからという話をしたら将来的に合併すると言うので、本当にそんなこと言っているのかと話をしました。
事 務 局 長		その男女共同参画センターで絶対合併しないと行ったのは何の会議ですか。
菊地宏利委員		それは株〇〇〇〇さんの倒産に伴う会議の際です。
事 務 局 長		想像になりますけど、すごく簡単に言ってしまうと、その絶対ならないって言った職員が誰かわかりませんが、それが誤ってると思います。今の土地改良の流れで言うと、時期はわかりませんが、パイプラインの関係など、非常にいろいろ問題が起きてますので、町からもかなり負担金は入れてもらってるわけです。そういう事を考えていくと、合理的に効率化をしていく方が、将来的には望ましいだろうというのが今の土地改良の考え方です。ただ、それが一つになる時が、イコールお金の関係も全て整理をする時かというのと、そうではない。一つになっても、当面の間は、賦課金、この辺を全て一律にして一本化するっていうことではないと考えています。流れとしては、なるべく効率化、合理的な運営をしていけるといいので、組織は将

	菊地宏利委員	<p>来的には一つにできるといいなというところはあると思います。その職員がどういう理解で言ったのかわからなく、大変申し訳ないですが、絶対ないということはないと思います。</p> <p>農林事務所の職員まで、合併はないと言っていました。なおかつ3月の土地改良区の会議では、なりませんと言ってるから、どっちなんだ。本当にそんなこと言っているのかと思いました。だってそうでしょう。不満な人がいっぱいいるわけです。</p>
	事務局長	<p>一ついいでしょうか。合併は多分県も絡むと思います。勝手にはできないと思うので、その辺はいろいろ検討のやりとりでしてくるかもしれませんが、町の事務局の考えとすると、将来的にはということです。以上です。</p>
	会長代理	<p>菊地委員よろしいですか。時間のかかる提案事項だと思いますので、長い目で観察をお願いしたいと思います。</p>
	会長代理	<p>他に質疑のある方はございますか。</p>
	会長代理	<p>それでは質疑がないようですので採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。 他にございませんか。</p>
	会長代理	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。</p>
	会長代理	<p>ご異議なしと認め、これより採決に移ります。</p>
	会長代理	<p>議案第37号 農地中間管理事業に関わる農地利用集積等促進計画（案）について、原案通り策定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	会 長 代 理	挙手全員でありますので、原案の通り策定することに決定します。
	会 長 代 理	坂本会長の復席をお願いします。
		～委員復席～
[そ の 他]	事 務 局	<p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の定例総会について 令和7年12月25日(木)午後1時30分～ 上里町役場4階 協議会室 ・農業委員・推進委員の改選について ・活動記録簿について
[閉 会]	会 長 代 理	以上ですべての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和7年11月25日

議 長

印

(山下 登 委員)

署 名 人

印

(菊地 宏利 委員)

署 名 人

印